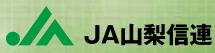


JA山梨信連からのお知らせ

2011年ディスクロージャー誌



経営方針

山梨県信用農業協同組合連合会(JA 山梨信連)は、昭和 23 年に県下の 農業協同組合によって信用事業を指導・補完する連合会として設立され た金融機関です。

当会は、「一人は万人のために、万人は一人のために」の協同組合精神のもとで、JAとともに山梨県の農業と地域経済の発展に貢献することにより、JA組合員をはじめ、県内のみなさまの期待と信頼にお応えできる金融機関を目指しております。

CONTENTS

リスク管理の状況	2
JA グループ・JA バンクシステム	9
事業の概要	11
地域貢献情報	17
トピックス	20
おもな事業の内容	22
組織等について	28
沿革・歩み	30
経営資料編	31

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて 作成したディスクロージャー資料です。 金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長 廣瀬久信



代表理事理事長 手塚進二

みなさまには,日頃より山梨県信用農業協同組合連合会 (愛称 JA バンク山 梨信連)をお引き立ていただき,厚くお礼申しあげます。

当会は、昭和23年の設立以来、県下JAとともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに,ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜と深く感謝申しあげます。

平成22年度の日本経済は、米国の雇用改善の遅れや欧州の財政問題への懸念等から世界経済の回復テンポが鈍化するなか、政策主導による景気刺激策の効果一巡による反動および円高の定着による輸出の減速などを受けて、国内景気の回復は足踏み状態からの脱却が遅れることになりました。さらに3月11日に発生した東日本大震災により日本経済は甚大な被害を受け景気回復に向けた動きが後退することになりました。

農業においては、農業従事者の高齢化・担い手の減少に伴う農地の減少など農業生産基盤の弱体化に歯止めがかからない状況下、農家個別所得補償制度など新しい農業政策も導入され変革が期待されましたが、一方では環太平洋経済連携協定(TPP)への参加懸念、東日本大震災による農産物の出荷制限・風評被害等、農業情勢は一段と厳しさを増すこととなりました。

このように取り巻く環境が厳しさを増すなか、今年度は JA バンク山梨中期戦略(平成 22 年度~ 24 年度)「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続ける JA バンクの実現」を踏まえて、当会の中期経営計画(平成 22 年度~ 24 年度)「JA バンクパワーアッププラン」を策定し、その初年度として県域信用事業の本部としての役割と機能を最大限に発揮することを目指して重点課題に取り組みました。

その結果,会員はもとより地域の皆さまのお引き立てにより所期の目標を達成することが出来ました。

本年度も当会の経営方針や業績,ならびに1年間の活動状況を皆さまにご紹介するためディスクロージャー誌「JA 山梨信連からのお知らせ」を作成いたしました。

これにより皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸 いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域 社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって JA バンクの健全性確保、 収益力の向上、業務の効率化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも 一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

平成23年7月

経営管理委員会会長 廣瀬 久信 代表理事理事長 手塚 進二

リスク管理の状況

リスク管理体制

●リスク管理基本方針

金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持するために、リスク管理を経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき,様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え,経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取組んでいます。

リスク管理委員会は、関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針の策定を行い、 ALM 委員会ではより具体的なマネジメント、 ALM 管理、収支管理などを行っています。

また, リスクマネジメントの有効性を検証するため, 被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部 監査を実施しています。

市場リスクに関するリスクマネジメントは、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努めています。具体的には、VaR(バリューアットリスク)計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力

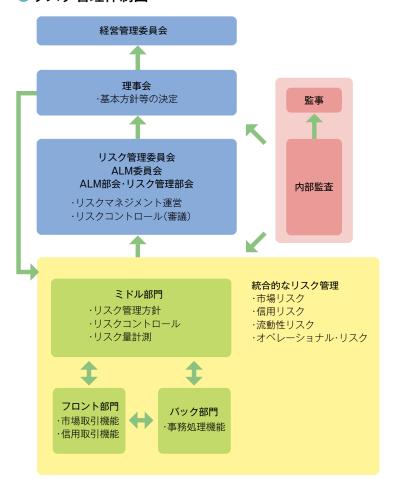
を勘案して設定された許容量に収まるよう に管理を行っています。また、市場取引にお ける運用限度額や損失限度額についても、 フロント部門から独立したミドル部門にお いてモニタリングし管理を実施しています。

信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

流動性リスクの管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本的方針としています。

●リスク管理体制図





法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

山梨県信用農業協同組合連合会(以下「当会」といいます)は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客様からの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成 に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

- 1. 山梨県信連の社会的責任と公共的使命の認識
- 2. 会員等のニーズに適した質の高い金融サービスの提供
- 3. 法令やルールの厳格な遵守
- 4. 反社会的勢力の排除
- 5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
- 6. 職員の人権の尊重等
- 7. 環境問題への取組
- 8. 社会貢献活動への取組

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として, 統括部署を設けるとともに専務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し, 経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のアクション・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動や管理職層のコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- 1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報の取り扱い方針

●個人情報保護方針

当会は、利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。 なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3 滴下取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。

5. 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを 第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健 医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただい た場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示·訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

8 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

①開示等の求めのお申出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号

山梨県信用農業協同組合連合会

・貯金業務に関する窓口 業務部 055-223-3516

・融資業務に関する窓口 融資部 055-223-3521

・その他窓口 リスク管理部 055-223-3513

②保有個人データの取扱いや 個人データの安全管理等に関する 苦情等のお申出先窓口

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号 山梨県信用農業協同組合連合会

総務部 055-223-3515



利益相反管理方針

当会は,お客さまの利益が不当に害されることのないよう,農業協同組合法,金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき,利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し,利益相反管理方針(以下,「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1)お客さまと当会の間の利益が相反する類型
 - ○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
 - ○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
- (2)当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
 - ○接待・贈答を受け、又は行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2)各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3)利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5)利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法 (ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4)その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA 山梨信連 総務部(055-223-3514)までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の 正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取 組みを行ってまいります。

- 1.利用者に対する取引又は金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
- 2.利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5. 当会との取引に伴い, 当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう, 利益相反管理のための体制整備に努める。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
 - また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
 - また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2)当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生 ADR 等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
 - また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1)関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2)融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。





反社会的勢力との取引排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除いたします。

貸出運営についての考え方

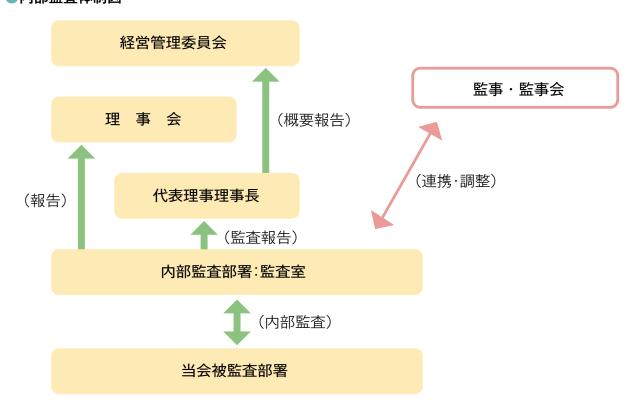
当会がお預りしている資金の大半は県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会はその大切な資金を安全にお預りするとともに、農業者・農業団体はもとより、地元企業、公共団体等幅広いニーズに対応し、地域経済の活性化や地域開発のための融資を積極的に行ってまいります。

内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署として「監査室」を設置しています。監査室では定例的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っております。

内部監査は、年度の監査計画に基づき、当会の全部署すべての業務を対象とし実効性のある内部監査を行っております。監査結果は、定期的に理事会、経営管理委員会に報告し、指摘事項の改善整備状況について定期的にフォローアップを実施しております。

●内部監査体制図



財務報告の信頼性確保と内部統制強化

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、内部統制に関する基本方針を制定しています。

なお、財務報告に係る内部統制の有効性については、毎年整備・運用状況の評価を行い、「財務報告の信頼性」確保 に努めております。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともにJAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○当会の苦情等受付窓口(総務部)

電 話 055-223-3514

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日,年末年始を除く)

○山梨県JAバンク相談所

電 話 055-222-7700

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日,年末年始を除く)

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

なお, 下記弁護士会の利用に際しては, 当会の苦情等受付窓口または山梨県JAバンク相談所にお申し出下さい。

○山梨県弁護士会民事紛争処理センター

電 話 055-235-7202

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日,年末年始を除く)

○東京弁護士会紛争解決センター

電 話 03-3581-0031

受付時間 9:30~15:00 月曜日~金曜日(祝日,年末年始を除く)

○第一東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3595-8588

受付時間 10:00~12:00 13:00~16:00 月曜日~金曜日(祝日,年末年始を除く)

○第二東京弁護士会仲裁センター

電 話 03-3581-2249

受付時間 9:30~12:00 13:00~17:00 月曜日~金曜日(祝日,年末年始を除く)



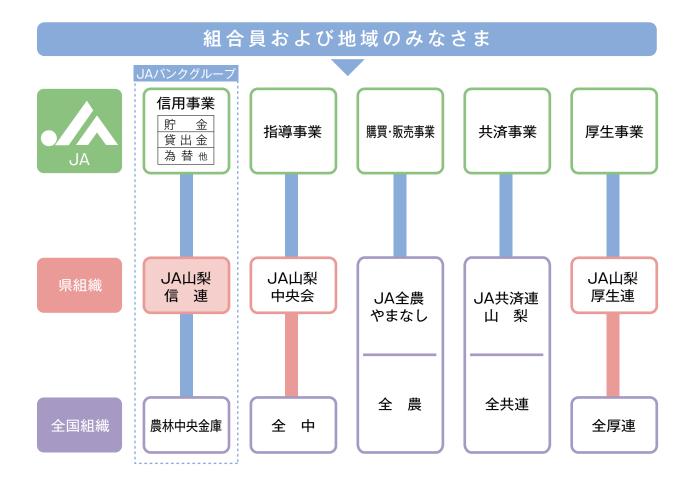
JA グループ・JA バンクシステム

DISCLOSURE 2011

JA グループの仕組み

JA グループは地域段階の JA, 都道府県段階の中央会・連合会, 全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で, 組合員並びに地域の利用者の皆さまに, 便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか, 指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

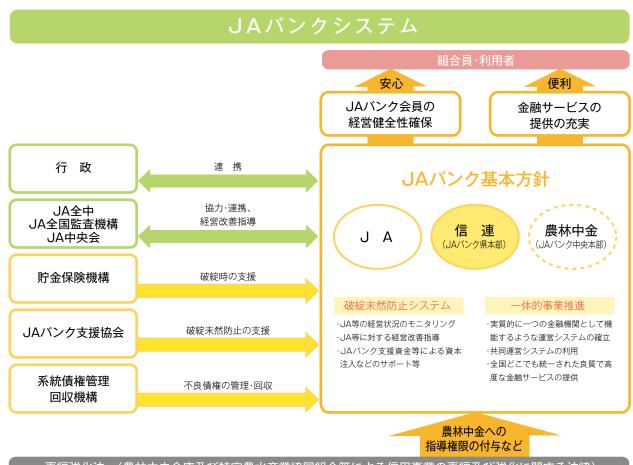
そのうち信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国の JA・信連・農林中金(JA バンク会員)で「JA バンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。



JA バンクシステムの仕組み

JA バンクは、JA バンク会員 (JA・信連・農林中金) で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する[JA バンクシステム]を運営しています。

「JA バンクシステム」は、「破綻未然防止システム (JA バンク全体としての信頼性の確保)」と「一体的事業推進(良質で高度な金融サービスの提供)」を2つの柱としています。



再編強化法…(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)

●破綻未然防止システムによる JA バンク全体としての信頼性確保

JA バンクは、国の公的な制度である「貯金保険機構」に加え、 JA バンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」 で支えられており、組合員・地域の皆さまに安心してご利用い ただけるよう、JA バンク全体の信頼性向上と金融機能維持に 向けた取組みを行っています。

貯金保険制度貯金者を保護するための 国の公的な制度

●「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取組みをしています。



事業の概要

DISCLOSURE 2011

経営環境

日本経済は、米国の雇用改善の遅れや欧州の財政問題への懸念等から世界経済の回復テンポが鈍化するなか、これまでの政策主導による景気刺激策の効果一巡による反動減、及び円高の定着による輸出の減速などを受けて、国内景気の回復は足踏み状態からの脱却が遅れることになりました。そのため、民間企業設備投資についても機械受注などの指標の改善が遅れ、先行き不安の払拭には相当程度の時間がかかることが見込まれ、さらに、3月11日発生した東日本大震災(以下大震災という)により日本経済は甚大な被害を受け、景気回復に向けた動きが後退することになりました。

金融情勢では、継続的なデフレおよび円高圧力に対応するため、昨年10月日本銀行は政策金利を0.0~0.1%へと引き下げ、5兆円規模の資産買入基金の設立という金融緩和政策を実施しました。大震災後は資産買入基金の規模を5兆円程度増額するなど更なる金融緩和策を強化しました。長期金利の目安である新発10年国債利回りは、円高の進行や海外経済の減速懸念、包括金融政策の導入や政治不安から質への逃避が進み投資家の国債購入意欲は根強く一時0.8%台まで低下しましたが、その後は米国での景気回復期待による株高・債券安が加速したことや国内株価も上昇に転じたことから1.2%台後半まで上昇しました。日経平均株価は、日米の大幅金融緩和策や円高基調が一服したことが好感され回復基調で推移し、年明け1月には10.500円前後の水準までの上昇となりましたが、3月には大震災の発生により株式市場は大幅下落を見せ一旦は8,000円台半ばまで下落しました。その後大震災による原発事故への過度な懸念が後退して9,000円台を回復しましたが、原発事故と大震災の日本経済への影響が不透明ななか、回復テンポは鈍い状態が続いています。円相場は、米国経済の先行き不安が後退したことなどから円買い圧力が一服し12月中旬には1ドル=84円台まで値を戻しました。その後は、ユーロ圏の財政悪化問題に対する逃避的な円買いから1ドル=81円台まで円高ドル安が進行するなど、年度を通じて円高基調で推移しました。3月の震災発生により本国への資金還流が起こるとの思惑から、一時1ドル=76.25円と戦後最高値を記録しましたが、G7各国の円売り協調介入もあって80円台での推移となりました。

農業情勢では、地域経済の落ち込みが続くなか慢性的な農産物の価格低迷が続き、猛暑、局地的豪雨など異常気象による生産収量の減少も加わり農家経営は厳しい状況となりました。また、農業従事者の高齢化や担い手の減少に伴う農地の減少など農業生産基盤の弱体化に歯止めがかからない状況下、農家個別所得補償制度など新しい農業政策も導入され変革が期待されましたが、一方ではTPPへの参加懸念なども台頭し農業を取り巻く環境は混迷状態となりました。さらに、東日本を襲った未曾有の震災により、農産物の出荷制限・作付制限・風評被害等、農業情勢は一段と厳しさを増すこととなりました。

信用事業情勢では、今年度はJAバンク山梨中期戦略(平成22~24年度)の初年度にあたり、基本目標に掲げた「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンクの実現」を目指し、健全経営の確立、農業・生活メインバンク機能の強化、地域シェア向上を意識した「質」への重視、10年後を見据えた仕組みづくりなど目標達成に向けて着実な事業展開を行いました。信用事業の収支面では、更なる金融緩和政策などにより調達利回りの低下から利ざや拡大が見込まれたものの、農産物販売代金の低迷などによる地域経済の停滞や他事業新商品への貯金流出により個人貯金は落ち込み、住宅ローンも伸び悩みを見せ収支状況は依然として厳しさが続くものとなりました。

このような状況のなか,本会は中期経営計画(平成22~24年度,「JAバンクパワーアッププラン)の初年度として,JAバンク山梨中期戦略実践のため県域信用事業の本部としての役割と機能を最大限に発揮することを目指して重点課題に積極的に取り組みました。

以下,本会の主要業務についてその概況をご報告申し上げます。

業績

●金融推進業務

今年度は、JAバンク山梨中期戦略(平成22~24年度)の初年度として、「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンク | の実現に向け、平成22年度JAバンク重点実践事項の推進に取り組みました。

その結果,JA貯金残高は平成23年3月末5,889億円 (増加率0.0%),同じくJA貸出金残高は1,771億円 (増加率 △2.3%)となりました。総貯金残高については,各JAにおいて地方公共団体からの貯金受け入れに積極的に取り組んだ結果,前年並みの残高を確保しました。しかし,個人貯金については,11月より減少傾向に歯止めをかけるべく「冬の貯蓄キャンペーン」金利上乗せ定期貯金「ひだまり」を投入し,目標の120億円を大幅に上回る189億円の実績を上げたにも係わらず,農産物販売代金の減少,相続による資金流出,他事業新商品への資金流出等の影響から,期末時点においても依然として厳しい状況が続いています。また,JA貸出金については,景気後退に伴う新築住宅需要の減少や緊急経済対策の一環としてフラット35Sの金利優遇制度の延長により,主力の住宅ローンが伸び悩んだことから,全体的には年間を通して減少傾向を辿りました。

重点実践事項への取り組みは、年金口座の獲得、JAカードの推進、JA住宅ローンを中心としたJAバンクローンの推進を積極的に展開しました。年金については、年金センターとJAによる相談会を122回開催するとともに、9月から10月にかけ「年金指定替えキャンペーン」を実施し599件を獲得、年間振込累計額は369億円となり昨年度の360億円を上回る実績を上げることができました。JAカードについては、一体型カードの積極的な推進に取り組んだ結果、1、372件を獲得しました。JAバンクローンについては、エコカー減税等に対応したマイカーローンが好調を維持し、前年を上回る9億円の新規実行を獲得しましたが、住宅ローンは前述の通り低調推移し、前年の3分の2の19億円の新規実行に留まりました。

人材育成への取り組みについては,高度な業務知識の習得と営業スキルの向上を目的に,各種研修会の実施,トレーニー制度の継続実施,通信教育講座の開講と通信教育と連動した業務検定試験を実施しました。

JAの態勢整備への取り組みについては,反社会的勢力排除,金融ADR制度への対応等に取り組み,全JAで関係規程類の制定を完了しました。また,商品統一に向けた作業については,全国域のスケジュールに沿った取り組みを進めました。

なお、事業推進活動への取り組みの更なる高揚と平成23年度の経営数値目標の必達を期し、平成23年3月に「第一回 JAバンク山梨推進大会」を開催し目標の必達に向け力強い「決意表明」と「大会宣言」を満場一致で採択し成功裡に終 了することができました。

●貯金・為替業務

貯金については、JAからの預け入れが青果物販売代金の伸び悩みや他事業新商品へのシフトの影響により減少しましたが、地方公共団体からの預け金が増加したことなどにより、期末残高が3,962億円(増加率2.4%)と増加し、平均残高は4,179億円(増加率0.4%)となりました。

為替・決済業務については、決済機能を中心に集中処理、とりまとめ機能の充実・強化に努めました。県センターの国庫金、年金及び給与振込の取扱実績は、振込件数は383千件(増加率1.9%)、振込金額は493億円(増加率2.6%)となりました。

■融資業務

貸出業務については、県内外の有力企業との新規取引や既往取引先との取引拡大に注力し与信増加に取り組みました。企業の設備投資抑制やコスト削減意識による資金需要の低迷、また、大口貸出債権の期日到来・期限前返済などがあったものの、期末残高は707億円(増加率△0.07%)、平均残高は724億円(増加率1.1%)と前年度並みを確保しました。

特融業務については、日本政策金融公庫(農林水産事業)資金は、無利子化措置等により資金の引き合いがあったものの、これを上回る残高の期落ちにより減少となりました。農業担い手への金融対応については、昨年度に引き続き系統金融機関としての役割・機能発揮に向け、県下JAとの一体的な取り組みを進め、行政をはじめとする関係機関とも連携・協力したなか、農業金融の総括、支援機能の強化に取り組みました。また、住宅金融支援機構資金も依然として繰上償還傾向が強く減少となりました。受託貸付金全体としては、前年度より14億円減少し期末残高は116億円(増加率△11.2%)となりました。



●余裕金運用業務

有価証券については、国債を主体とした定例取得、レンジ取得などによる債券を中心とした運用に取り組むとともに、市場動向を見極めながら株式や金融派生商品などによる補完的運用にも取り組みました。また、先行きの金利上昇局面での市場関連リスクへの対応として、継続的にポートフォリオ最適化に向けて取り組みました。その結果、平均残高では874億円(増加率△4.5%、貯証率20.9%)、期末残高で793億円(増加率△2.5%)となりました。また、安定した運用資金を確保するため、前年度に続き債券貸借取引により市場から資金調達を行いました。

預け金については、本会の資金繰りを最優先に資金を確保しつつ、農林中央金庫の預金施設を基本に、系統定期を中心とした運用に取り組みました。その結果、平均残高では2,952億円(増加率5.1%、貯預率70.6%)、期末残高で2,565億円(増加率5.7%)となりました。

●電算業務

信用事業の全国統一次期システム (JASTEM次期システム) への移行に向けて新機能をはじめとする事務の早期定着化を主眼とした研修会等を実施するなど準備を進めてきた結果,平成22年5月に無事システム更改することができました。

同時に県センター機器更改作業も実施し、県内ネットワーク・窓口端末機・自動化機器等システム全般において、安定かつ効率的な稼動に取り組むとともに、停電時に対応する発電設備のオーバーホール実施など非常時対策を実施しました。また、キャッシュカード紛失・盗難時における受付については、夜間の全国受付窓口の利用を開始し、日中の取引店舗での受付を含め、基本的に24時間365日の受付を実現しました。

●経営管理

経営管理の基本方針にのっとり、本会業務の健全性及び適切性を確保し円滑な遂行を図るため、適切な経営管理(ガバナンス)のもと全ての業務にわたる法令等遵守(コンプライアンス)、利用者保護の徹底及び各種リスク管理の的確な管理に取り組みました。また、内部統制による評価体勢の定着と統制機能の強化、リスク管理の高度化、効率的な事務体制の確立に向けて着実な実践に取り組みました。また、本会職員の金融専門職員としての能力向上を図るため、計画的な研修・教育に取り組みました。

今年度は中期経営計画の初年度にあたることから、計画の着実な実践、特に利益目標の確保に向け取り組みました。収支環境は、日本銀行による前年からの継続的な政策金利の引き下げ(22年10月 0.1%→0.0%~0.1%、実質的なゼロ金利政策)、により、長期運用利回りの低下傾向が続き、本会の調達・運用の資金利回りは総じて低下しましたが、本会の短期調達・長期運用構造にとっては、利ざや縮小圧力の低下という収支拡大要因に恵まれることになりました。主要資金についてリスクマネジメント基本方針や年度運用方針などに基づき、預け金に関しては、系統預金施設の効率的な利用、貸出金、有価証券は優良資産積上げによる期間収益の確保に取り組みました。貸出金に関しては、地域金融機関として、県内地場産業の振興に寄与すべく、取引深耕、新規取引等、取引の拡大を図りました。一方、不良債権については最終処理を進め、不良債権比率は前年比0.13ポイント減の0.28%と改善することができました。有価証券に関しては、安定した利息収入の確保と金融情勢等の的確な把握及び分析に基づく機動的運用において例年以上の収益をあげることができました。

今年度の最終損益は、経常利益を前年並みに確保することができましたが、税務上の繰越欠損金の全額解消による法人税の発生、前年度税務上の繰越欠損金発生の関係で通年より多くみることが出来た法人税等調整額の今期取崩しなどにより、最終的には当期剰余金は1,141百万円(前年比△754百万円)となりましたが、事業計画を上回る(事業計画比+312百万円)水準を確保することができました。会員JAへの還元は、利用奨励金と今年度の特別対策費を併せて1,578百万円を支出しました。

監査については、3回の監事監査を受監したほか、内部監査については全部署に対して延べ90日の定期監査、延べ8日の確認監査及び延べ3日の無通告監査を実施し、内部管理態勢、事務処理の健全化・適正化に努めました。また、外部監査として、全国農協中央会の監査を3回受監、行政庁検査として農林水産省の検査を受検しました。

主要勘定の状況

(単位:百万円)

			(1 1 7 1 7)
区分	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末
経 常 収 益	8,849	7,174	6,665
経 常 利 益	△ 1,042	1,408	1,533
当 期 剰 余 金	△ 1,308	1,895	1,141
貯 金 残 高	394,761	386,926	396,291
貸 出 金 残 高	70,822	70,845	70,793
預 け 金 残 高	244,429	242,480	256,503
有 価 証 券 残 高	79,562	81,448	79,369



自己資本比率

自己資本比率の推移(%) 29.64 25 20 18.00 15 10 5 H21.3 H22.3 H23.3

平成 22 年 3 月末	平成23年3月末
27.53%	29.64%

(注)〔自己資本比率〕

保有する資産に対する自己資本の割合で、経営の健全性・安全性を表す重要な指標です。

平成10年4月から施行された「早期是正措置」により、「国際統一基準」では8%以上、「国内基準」では4%以上の自己資本比率を維持することが義務づけられております。当会は「国内基準」の4%を大きく上回る水準にあります。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。



リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区分	平成 22 年 3 月末	平成 23 年 3 月末	増 減
破綻先債権額	_		0
延滞債権額	284	193	△ 90
3ヵ月以上債権額	_	_	_
貸出条件変更緩和債権	_	_	_
合計	284	193	△ 90
貸出金残高	70,845	70,793	△ 52

(注) 1. (破綻先債権)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

- 2. 〔延滞債権〕
 - 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3. (3ヵ月以上延滞債権)
 - 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 4. 〔貸出条件緩和債権〕
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

債権区分	平成22年3月末	平成23年3月末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)	147	14	△ 132
危険債権(2)	147	185	38
要管理債権(3)		_	_
金融再生法分類債権総額(4) = (1) + (2) + (3)	294	200	△ 93
保全額(5) = (6) + (7)	294	200	△ 93
担保・保証等による保全額(6)	257	64	△ 193
貸倒引当金(7)	36	135	99
保全率(5) / (4)	100.00%	100.00%	0.00%
正常債権(8)	71,096	71,066	△ 30
総与信額(4) + (8)	71,391	71,266	△ 124

[総与信額] 71.266 百万円

(平成 23 年 3 月末)

うち金融再生法開示債権総額

200 百万円 (0.28%)

危険債権185百万円
- 一百万円
- 破産更生債権及び
- これらに準ずる債権
- 14百万円
- 正常債権
- 71,066百万円

(注) 1. (破産更生債権及びこれらに準ずる債権)

破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻状態に陥ってる債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

- 2. 〔危険債権〕
 - 経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 3. (要管理債権)
 - 基本的には、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
- 4. (正常債権)

債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

本会は、JAバンク山梨中期戦略(平成22~24年度)の基本目標「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンクの実現」を踏まえて、中期経営計画(平成22~24年度)「JAバンクパワーアッププラン」)を策定し、JAバンク基本方針の遵守を事業継続の条件と位置付け、新たな事業方式の確立等競争力のある事業展開と信用事業利益の拡大による経営の安定化を目指し、県域一体となった信用事業改革の実践を基本方針として、各重要課題に取り組んでいるところであります。

中期経営計画では事業目標として下記の3項目を掲げて,事業目標ごとに重点課題とそれに対する具体的な実践事項を設定し,また,実践事項に基づく計画期間中のロードマップを作成し,年度ごとの取り組むべき事項を明確に位置づけています。

<事業目標>

- ・充実した機能還元の強化に向けた取り組み
- ・安定した収益還元の実現に向けた取り組み
- ・強固で効率的な経営基盤の確立に向けた取り組み

今年度、本会の重要な課題である本会自己資本の増強については、県下JAのご理解のもと、平成21年度より実践している「自己資本造成計画」の中間年度として、後配出資の受入(12億円)、積立金などによる内部留保の積上げを計画どおり行うことができました。また、もうひとつの重要な課題である「自己資本回復計画」の初年度として回復対象金額(JA負担額53百万円)の受入が計画どおり行うことができました。

JA貯金の増強については、冬の貯蓄運動キャンペーン(平成22年11月~23年1月)において、県下統一商品「ひだまり」を展開し、県下JAのご協力により目標額120億円に対して189億円の実績をあげることができました。また、平成23年度以降も継続してJA貯金の増強に取り組むこととしております。

現在,農業を取り巻く環境は,東日本大震災による農産物への影響,環太平洋経済連携協定(TPP)による例外なき関税撤廃等,先行きの不透明感から不安と危機感が交錯する厳しい状況にあります。本会は中期経営計画「JAバンクパワーアッププラン(平成22~24年度)」による「JAバンク全体の競争力の向上に向けた県域としての充実・安定した還元機能の維持と還元力の強化」「県域信用事業の本部としての対応力を具備した強固で効率的な経営基盤の構築」を基本戦略とし、事業目標の重点課題に取り組んでおります。

今後も本会経営につきまして、引き続き県下JAのご理解とご協力をいただく中で、安定した還元機能維持に努め、 県内JAの期待に応えるべく着実な事業の実践に取り組んで参ります。



地域貢献情報

DISCLOSURE 2011

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを 共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域 金融機関です。

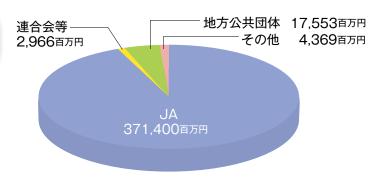
当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員のみなさま方や、JA・農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内JAやその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債、外貨預金等さまざまな商品を取り揃えています。



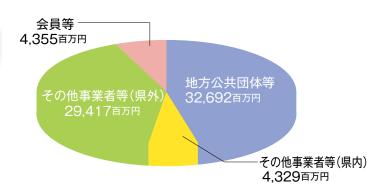


地域への資金供給状況

県内JAやその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しています。

[貸出金残高] 70,793百万円

(平成 23年3月末)



(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

食農教育応援事業

JAバンク山梨では、子供たちの農業に対する理解を深め、農業ファンを拡大し、地域発展への貢献を目的にJAバンクが一体となり展開している「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでおります。

具体的には、食農、環境保全、金融経済をテーマにした補助教材約1万冊を県内全小学校に贈呈するとともに、JAが実施している子供たちへの農業体験などの食農教育活動を対象としたJAバンクアグリサポート・エコ基金による費用助成事業を活用し、地域小学生への農業に対する理解促進を目指す活動を拡充しております。



各種農業関連イベントへの参加

県内の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう、「味のワンダーランドやまなし」をイメージした果実・野菜の即売会の開催、また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加をしました。



団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。



高齢者のネットワークづくり

各 JA では, 旅行・芸能・スポーツ等様々なイベントを開催し, 地域のみなさまに好評を博しております。

このうち、ゲートボール大会は、県下 79 チームが参加し日頃の練習の成果を遺憾なく発揮されました。





年金友の会への支援

各JAで年金受給者を対象に「年金友の会」をつくり各種の活動を行っています。当会では、各JAを通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

各 JA では、年金リーダーを中心とし、地域のみなさまを対象とした年金相談会を開催しております。 また、在職中の方も相談できるよう、休日にも年金相談会を開催しております。当会では、相談会へ年金アドバイザーを派遣し、年金相談や各種情報の提供を行っております。

年金はお客様にとって、第2の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」であると考えております。 JA バンク山梨では、これから年金を受給される皆様、あるいは現在年金を受給中の皆様に、少しでもお手伝いをさせていただければと考えております。



住宅ローン相談会

各 JA では、ローンリーダーを中心として在職中の方も相談できるように、毎月 1 回休日相談会を開催しております。また、当会ではローンセンター職員による県内住宅公園での相談会を実施しております。

JA 住宅ローンは、新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

また, すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。



JAバンク相談所

当会が行う貯金・貸出などの信用事業に関して、お客さまからの苦情等の相談窓口として、JA山梨中央会内に「山梨県JAバンク相談所」を設置しております。

JA等の信用事業に関するお取引でお困りの際は, ご遠慮なく申出ください。

受付時間

月~金曜日 9:00 ~ 17:00 (祝日及び相談所休業日は除く)

TEL

055-222-7700

トピックス

農業担い手金融への取組み

JAバンク山梨では、農業担い手に対する金融支援のため、県内全JAに「担い手金融リーダー」を設け、JA農機ハウスローン、農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組んでおります。

また、「JAバンク利子助成事業」等により、借入者の負担を軽減し、農業経営の安定化を支援しております。

資金名	概 要
JA農機ハウスローン ※	組合員の方が農業生産性向上のため農業機械・ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借入れいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張、設備・機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子助成等の措置が受けられます。
JAアグリマイティー資金 ※	施設の取得・拡張、設備・機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
JAアグリスーパー資金 ※	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営 に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。
JA担い手応援ローン※	JAにおいて税務対応支援を受けられている組合員の方のための農業生産に必要な短期の運転資金です。

※印の資金は、JAバンク利子助成事業の対象となり、短期資金は年度毎、長期資金は借入当初から3年間に限り、最大1%の利子助成を受けることができます。

JA バンクの PR 活動

JA バンクの動く広告塔として、JA バンクの信頼性確保と、イメージアップを図ることを目的として、ラッピングバス(車両全面広告バス)3 台による PR を行っております。



Jリーグへ協賛

JA グループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ 甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。







マイカーローン

JA バンク山梨独自商品として、環境を大切にするみなさまを応援する「JA マイカーローン + エコ (ECO)」を平成23年9月30日まで取扱っております。JA のマイカーローンは新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。

「JA マイカーローン + エコ (ECO)」は JA との取引内容に応じて店頭表示金利から最大 1% 金利を引き下げ、エコカー購入時にはさらに 0.3% 軽減し、通常の店頭表示金利から最大 1.3% 金利が軽減されます。



JA カード・IC キャッシュカード

JA バンク山梨ではお客様により一層安心・便利をご提供するため、キャッシュカード機能と JA ならではの特典が満載のクレジットカード機能を一枚のカードに取り込んだ、JA 一体型カード(IC カード)をおすすめしております。

JA バンク山梨のキャッシュカードをお使いの方は、全国 12,000 台の JA バンクの ATM で、平日はもちろん、土日・祝日でも ATM での入出金手数料が 無料でご利用いただけます。



当てるJAん

JA バンク山梨では夏のキャンペーン商品として、総額 1,000 万円相当の豪華商品が抽選で当たる懸賞品付定期貯金「当てる JA(じゃ)ん」を平成 23 年 8 月 31 日まで取扱っております。



おもな事業の内容

貯金業務

JA や地域のみなさまの多様化するニーズにお応えするために、有利な資産づくりと豊かなくらしのお手伝いをしております。魅力ある商品の開発に積極的に取り組み、みなさまの目的に合わせた様々な貯金を取り揃えております。また、JA を通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。

さらに、キャッシュカード一枚で全国のJA・信連から貯金の入出金ができるサービスやゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行から貯金の払戻しができるサービスを行っております。

●お取扱い商品のご案内

貯金の種類	特色	期間	お預け入れ金額
当座貯金	 ・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。 	期間の制限は ありません。	1 円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給 与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限は ありません。	1 円以上
決済性貯金	・貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限は ありません。	1 円以上
通知貯金	・1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけ ます。	7日以上	50,000 円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1 円以上
譲渡性貯金 (NCD)	・大口資金を高利回りで運用できます。また、満期日前に譲渡できます。	2週間以上 2年以内	1,000 万円以上
スーパー定期	・最長5年間までニーズにあった期間でお預け入 れできる定期貯金です。	1 か月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期預金	・1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1 か月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・市場金利に応じて6か月ごとに金利が変更となる貯金です。	1年・2年・3年	1 円以上

[●]商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。



融資業務

●農業関連融資

認定農業者等、農業担い手の資金需要に対し、JAと一体となり、農業近代化資金等の制度資金、日本政策金融公庫 (農林水産事業)資金、また各種要項資金などライフサイクルに応じ、きめ細やかに対応してまいります。

●地元企業・公共団体等への融資

地域金融機関として、地元企業との結び付きを強め、融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。また、公共団体、非営利団体等で必要とされる低利で長期な資金には、良質で豊富な当会資金を積極的に供給し、豊かなまち・むらづくりへのお手伝いをします。

●県内 JA との連携

JAのバックアップ金融機関として必要な資金を潤沢に供給します。また、県内JAとの緊密な連携による組合員への協調融資、低利・長期の資金需要にも対応してまいります。

●お取扱い商品のご案内

	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの 制度資金,アグリマイ ティー資金などの要項 資金	個人, 農業団体およ び農業関連企業	農業に関連した, 設備, 機械等の取得, 運転資金, 災害資金など	それぞれの取り扱い 要領で定められた条 件によります。
一般資金	設備資金, 運転資金など 一般		設備,機械等の取得, 運転資金,賞与,決算 等の季節資金	資金のお使いみちな どに応じてご相談の うえ決定します。
個人向け資金	住宅ローン, 賃貸住宅ローンなどの各種ローン	個人	住宅を取得したり、 農業以外の事業など を行うために必要な 資金	それぞれの取り扱い 要領で定められた条 件によります。

●詳しくは、窓口にご相談ください。

代理業務

当会は、JA の組合員をはじめ地元にお住まいのみなさまにご活用いただくため、日本政策金融公庫(農林水産事業)・(国民生活事業)、住宅金融支援機構、福祉医療機構などの受託金融機関として、JA を窓口にお取り扱いしております。

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。

その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物・オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

電算業務

JAバンクの基幹システムはJASTEMシステム(系統信用事業全国センター)にて運営されており、平成22年5月にシステム更改を行いましたが、引き続き安定した運行を実現しております。

本会におきましても、みなさまに安心してお取引いただけるよう、県域システム開発・保守、口座振替受付、ネットワーク監視等県域センターとして一層の安定運行に努めてまいります。

金融推進

JAに求められるニーズは、日々多様化、あるいは高度化しており、JAバンクにおける機能や役割も、より充実し、改善し続けることが必要となっております。当会は、「地域のみなさまから選ばれるJAバンク」を目指し、各JAと一体となり、みなさまのニーズにお応えするために、JAの総合力を活かした良質・高度なサービスの提供を行っております。

年金センター業務

年金に関する社会情勢への対応と、年金受給者や年金受給予定者の様々な相談ニーズに応えるため、年金の専門知識を持った年金リーダーの育成や年金相談会支援等に積極的に取り組んでおります。

ローンセンター業務

ローンセンターは、JAバンクローン(住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等)の審査業務、ハウスメーカーやお客さまからのローン相談に対応する営業業務、管理業務を担当しております。

研修センター業務

JAからの金融法務に関する相談対応のほか、JA職員を対象とした通信教育や集合研修を実施し、組合員および 地域の皆さまのお役にたつ金融の専門知識を備えた人材育成支援を行っております。





その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。 みなさまの給与振込、年金のお受取、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。 また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

●その他商品

項 目	内容
JA キャッシュ サービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA・信連・農林中金・ゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行の CD (現金自動支払機) ATM (現金自動預入・支払機)で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取 サービス	国民年金, 厚生年金等の年金, 配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け, 期日忘れのご心配がなくなるほか, 貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払 サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード (クレジットカード)	「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物, ご旅行, お食事などお客様のサインひとつでご利用いただけます。また, お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。 JA カードー体型 (IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード)も取り扱っております。
デビットカード	このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。
JA ネットバンク	窓口や ATM にいかなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

(平成23年6月末現在)

●自動化機器の設置状況

	店舗内	店舗外
JA設置	63	67
信連設置	1	3

(平成23年6月末現在) ※すべての自動化機器についてIC化対応済

手数料

● ATM 利用手数料

(平成23年6月末現在)

	ご利用カード		お引き出し取引(1回当たり)					(1回当たり)
ご利用	用時間帯	当会・県内 JA キャッシュ カード	県外 JA キャッシュ カード	三菱東京 UFJ キャッシュ カード	他金融機関 (三菱東京 UFJ 以外) キャッシュ カード	ゆうちょ銀行 キャッシュ カード	当会・県内 JA キャッシュ カード	県外 JA キャッシュ カード
	8:00 ~ 8:45			105円	105円	210円		
平日	8:45 ~ 18:00				105円	105円	l	
	18:00 ~ 21:00			105円	210円	210円		
土曜	9:00 ~ 14:00	無	4m NO		105円	105円	無	料
上唯	14:00 ~ 19:00	///	料	105円	210円	210円	///	1 1
日曜	9:00 ~ 19:00			105円	210円	210円		
祝日	9:00 ~ 19:00			105円	210円	210円		
年末	9:00 ~ 19:00			105円	210円	210円		

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。 2. 当会・県内 JA 以外のお客さまは、土曜日・日曜日・祝日・年末休日の 17 時以降はお取引ができません。
 - 3. 他金融機関のお客さまは、お預入れ取引ができません。

●為替取扱手数料

(平成23年6月末現在)

種類				当 会	県内系統	県外系統	他金融機関
送金	普通扱				420円	420円	630円
		窓口	3万円未満	105円	210円	210円	525円
		芯口	3万円以上	315円	420円	420円	735円
		АТМ	3万円未満	無料	105円	210円	420円
		ATIVI	3万円以上	無料	315円	420円	630円
	電信扱	/\.h	1万円未満	無料	52円	52円	210円
振込		インター ネット バンキング	3万円未満	無料	105円	105円	315円
			3万円以上	無料	210円	210円	525円
		定時	3万円未満	無料	105円	210円	420円
		自動送金	3万円以上	無料	315円	420円	630円
	文書扱	3万F			210円	210円	420円
		3万F	円以上		420円	420円	630円
代金取立手数料	4			無料	420円	420円	630円
	送金・振込組別			630円			
	振込訂正手数料			630円			
その他 (組戻等)	不渡手形返却料		630円				
	取立手形組戻料		630円				
	取立手形店頭提示料等の特殊な			630円			

- (注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。
 - 2. 取立等の費用が630円を超える場合は、実費とさせていただきます。



●その他の手数料

(平成23年6月末現在)

種類		手数料		
	 残高証明書	定例発行	315円	
	/戏问础切音	都度発行	525円	
	監査法人等による残高証明書発行手数料		1,050円	
証明書・照会	その他証明書		525円	
	取引履歴照会	端末照会	525円	
	以力 腹)症 炽 云 	センタ照会	1,050円	
	暗証番号照会		525円	
	通帳·証書		525円	
再発行	I Cキャッシュカード		1,050円	
	一体型カード		1,050円	
手形・小切手	小切手帳		525円(1 冊につき)	
	自己宛小切手発行手数料		525円(1 枚につき)	
	手形帳		525円	
	1~100枚		無料	
両替※	101~300枚		105円	
	301~500枚		210円	
	501 ~ 1,000 枚		315円	
	1,001 枚以上 1,000 枚毎		315 円加算	
	 汚損紙幣・硬貨・記念硬貨 同一金種交換(新券含む)		無料	
	※取扱枚数は、硬貨と紙幣の合 ※合計枚数は、持込または持帰	合計枚数。 帚枚数のいずれか多い方を基準とする。		

⁽注) 1. 上記金額には消費税が含まれています。

組織等について

役 員

(平成23年6月末現在)

佐野 勝久

飯窪 幸夫

勝

海野

●経営管理委員会

経営管理委員会会長廣瀬久信経営管理委員会副会長込山博経営管理委員協本得郎経営管理委員石井幹夫経営管理委員切刀喜弘経営管理委員小池通義経営管理委員堀川千秋

●監事会

●理事会

代表理事理事長手塚進二代表監事代表理事専務岩下邦夫員外監事常務理事丹澤孝常勤監事常務理事田村二郎

会員数・職員数

会 員 数			
区分	平成22年3月末	平成23年3月末	
正会員	15	15	
准会員	18	18	
合 計	33	33	

職 員 数(単位:人)			
区分	平成22年3月末	平成23年3月末	
参 事	0	0	
男子職員	72	72	
女子職員	31	30	
合 計	103	102	



機構図 (平成23年6月末現在) 総 会 経営管理委員会 会 長 監事 会 副会長 代表監事 理 事 会 常勤監事 理 事 長 専務理事 常務理事 常務理事

電

算

部

資

金 証

券

部

JAバンク推進部

JAバンク支援部

業

務

部

融

資

部

店舗のご案内

会

長

室

監

査

室

総

務

部

企

画

管

理

部

店舗/本所 甲府市飯田一丁目 1 番 20 号 TEL (055) 223-3514

リスク管理部

沿革・歩み

大正 6年	山利用信用组合磁合合乳去
昭和 18 年	
昭和 23 年	山梨県信用農業協同組合連合会設立
1771年 0 4 左	大月出張所開設
昭和24年	長坂出張所開設
昭和39年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和47年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和49年	県センターで農協オフライン処理受託開始 ************************************
昭和 53 年	新農協会館で業務開始
	県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54 年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58 年	長坂出張所閉所
昭和 59 年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60 年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62 年	国債窓販代理業務で取扱開始
昭和 63 年	大月出張所閉所
	県下 JA 貯金 3,000 億円達成
	第二次信用事業オンライン稼働
平成 元年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成 2年	都銀・地銀との CD オンライン提携
平成 3年	農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定
	第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携
	外貨両替業務取扱開始
平成 4年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成 6年	国債窓販取扱開始
平成 8年	新信用システム稼働
平成 9年	後配出資制度導入
平成 10年	常勤監事制度導入
	JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12 年	外貨定期預金取扱開始
	郵貯との CD オンライン提携
	デビットカード業務開始
平成 13 年	経営管理委員会制度導入
	JA ネットバンク取扱開始
	JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置
平成 14年	セキュリティポリシーの制定
	JA バンクラッピングバス(車両全面広告バス)スタート
平成 15年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16年	JASTEM システム稼働
平成 17年	ローンセンター稼働
	セブン銀行との ATM 提携
平成 18年	IC キャッシュカード導入
平成 20 年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22 年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート

経営資料編

	決算の状況	
	貸借対照表 ····································	32
	●損益計算書 ····································	33
	○キャッシュフロー計算書	34
	●剰余金処分計算書 ····································	35
	●注記表 ····································	35
	財務諸表の適正性等にかかる確認 ····································	46
П	損益の状況	
	最近の5事業年度の主要な経営指標 ····································	47
	利益総括表	47
	● 資金運用収支の内訳 ····································	48
	● 受取・支払利息の増減額	48
	▼	70
Ш	事業の概況	
	●貯金に関する指標	49
	● 貸出金等に関する指標 ····································	49
	●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
	●貸出金償却の額	52
	● リスク管理債権 ····································	52
	◆ 会融再生法に基づく開示債権	53
	○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況 …	53
	●有価証券に関する指標 ····································	53
	●有価証券の時価情報等 ····································	54
	受託業務・為替業務等に関する指標 ····································	55
T//	· 経営諸指標	
	●利益率 ····································	56
	● 門貸率・貯証率 ····································	56
	○	00
V	ー 自己資本の充実の状況	
	●自己資本の状況	57
	●信用リスクに関する事項 ····································	57 60
	●信用リスクに関する事項●信用リスク削減手法に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	●派生商品取引のリスクに関する事項 ····································	65
	○ 証券化エクスポージャーに関する事項	66
	● オペレーショナル・リスクに関する事項 ····································	66
	■オペレーショナル・サスクに関する事項■出資等エクスポージャーに関する事項	67
	● 面員寺エクスホーンヤーに関する事項● 金利リスクに関する事項	68
	●上では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	00

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	21 年度 平成22年3月31日	22 年度 平成 23 年 3 月 31 日	科目	21 年度 平成 22 年 3 月 31 日	22 年度 平成23年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	658	627	貯金	386,926	396,291
預け金	242,480	256,503	当座貯金	6,400	7,112
系統預け金	242,017	256,013	普通貯金	2,125	2,113
系統外預け金	462	490	通知貯金	33,010	9,380
有価証券	81,448	79,369	別段貯金	320	73
国債	58,277	58,742	定期貯金	345,002	377,560
地方債	399	599	定期積金	67	51
短期社債	_	_	債券貸借取引受入担保金	_	_
社債	7,340	7,144	借用金	9,594	9,594
株式	2,193	2,986	代理業務勘定	19	21
その他証券	13,236	9,896	その他負債	776	822
貸出金	70,845	70,793	未払費用	484	212
手形貸付	717	2,175	約定取引未決済借	178	352
証書貸付	53,684	53,778	その他の負債	113	258
当座貸越	4,265	3,162	諸引当金	1,173	1,228
金融機関貸付	12,178	11,678	相互援助積立金	140	262
その他資産	660	394	退職給付引当金	957	906
未収収益	513	264	役員退職慰労引当金	27	12
約定取引未決済貸	_	_	賞与引当金	47	46
その他の資産	146	129	債務保証	518	450
有形固定資産	570	502	[負債の部合計]	399,008	408,407
建物	148	126	(純資産の部)		
土地	192	192	出資金	14,186	15,402
リース資産	_	13	(うち後配出資金)	(9,150)	(10,366)
その他の有形固定資産	228	171	回転出資金	80	200
無形固定資産	433	437	利益剰余金	7,059	7,859
ソフトウエア	423	429	利益準備金	3,213	3,593
その他の無形固定資産	9	8	その他利益剰余金	3,846	4,266
外部出資	22,560	22,565	特例特別積立金	450	450
系統出資	22,010	22,010	特別積立金	1,500	2,345
系統外出資	549	554	当期未処分剰余金	1,895	1,471
繰延税金資産	288	37	(うち当期剰余金)	(1,895)	(1,141)
債務保証見返	518	450	会員資本合計	21,325	23,462
貸倒引当金	△ 281	△ 374	その他有価証券評価差額金	△ 151	△ 561
			評価・換算差額等合計	△ 151	△ 561
Va. 4- 4- 4- 1			[純資産の部合計]	21,174	22,901
資産の部合計	420,182	431,308	負債及び純資産の部合計	420,182	431,308



損益計算書

(単位:百万円)

科目	平成 21 年度 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年度 自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日
経常収益	7,174	6,665
資金運用収益	5,127	4,354
(うち貸出金利息)	(1,495)	(1,430)
(うち預け金利息)	(2,354)	(1,956)
(うち有価証券利息配当金)	(1,275)	(967)
役務取引等収益	1,098	1,041
その他事業収益	785	1,007
その他経常収益	162	261
経常費用	5,765	5,132
資金調達費用	2,897	2,199
(うち貯金利息)	(2,772)	(2,058)
役務取引等費用	401	399
その他事業費用	11	56
経費	2,328	2,207
その他経常費用	126	268
経常利益	1,408	1,533
特別利益	2,104	4
特別損失	1,902	18
税引前当期利益	1,610	1,518
法人税,住民税及び事業税	3	126
法人税等調整額	△ 288	250
法人税等合計	△ 285	377
当期剰余金	1,895	1,141
前期繰越剰余金	_	330
当期未処分剰余金	1,895	1,471

⁽注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

^{2.} 資金調達費用の「(うち貯金利息)」には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

		(単位:百万円		
	科目	平成 21 年度 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年度 自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	
1	事業活動によるキャッシュ・フロー			
	税引前当期利益	1,610	1,518	
	減価償却費	301	232	
	減損損失	-	15	
	貸倒引当金の増加額	△ 1,331	92	
	その他の引当金・積立金の増加額	△ 1,773	105	
	資金運用収益	△ 5,127	△ 4,354	
	資金調達費用	2,897	2,199	
	有価証券関係損益	△ 1,269	△ 1,658	
	貸出金の純増減	△ 23	52	
	預け金の純増減	10,000	△ 10,000	
	貯金の純増減	△ 7,835	9,364	
	事業分量配当金の支払額	-	△ 160	
	資金運用による収入	5,331	4,599	
	資金調達による支出	△ 3,310	△ 2,476	
	その他	50	2	
	小 計	△ 478	△ 466	
	法人税等の支払額	△ 221	△ 6	
	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 700	△ 473	
2	投資活動によるキャッシュ・フロー			
	有価証券の取得による支出	△ 303,896	△ 346,035	
	有価証券の売却による収入	273,067	345,336	
	有価証券の償還による収入	31,034	4,200	
	固定資産の取得による支出	△ 393	△ 185	
	外部出資による支出	△ 5	△ 5	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 193	3,310	
3	財務活動によるキャッシュ・フロー			
	劣後特約付借入による収入	3,500	_	
	出資の増額による収入	5,514	1,216	
	出資配当金の支払額	-	△ 180	
	回転出資金の受入による収入	-	160	
	回転出資金の払戻しによる支出	△ 40	△ 40	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	8,973	1,155	
4	現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_	
5	現金及び現金同等物の増加額	8,079	3,992	
6	現金及び現金同等物の期首残高	57,502	65,581	
7	現金及び現金同等物の期末残高	65,581	69,574	



剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度	科目	平成22年度
当期未処分剰余金	1,895	当期未処分剰余金	1,471
剰余金処分額	1,565	剰余金処分額	1,121
利益準備金	380	利益準備金	229
任意積立金	844	任意積立金	529
特別積立金	844	特別積立金	529
出資配当金	180	出資配当金	263
普通出資に対する配当金	125	普通出資に対する配当金	125
後配出資に対する配当金	54	後配出資に対する配当金	137
事業分量配当金	160	事業分量配当金	100
次期繰越剰余金	330	次期繰越剰余金	350

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年2.5%、後配出資に対する配当率は年1.5%の割合です。
 - 2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

平成21年度 1ヵ年定期貯金の年間平均残高 335,914百万円に対し、年0.0476% 各対象ごと円未満切捨て 平成22年度 1ヵ年定期貯金の年間平均残高 342,198百万円に対し、年0.0292% 各対象ごと円未満切捨て

3. 事業の利用分量に対する配当金は、全額回転出資金とする。

注記表

【平成21年度】(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は,百万円未満を切り捨てて表示し,金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
 - また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「一」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は,有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的の有価証券・・・・時価法 (売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し,売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの ・・・・・ 原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお,取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 - 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法)を採用しています。なお、 主な耐用年数は15年~50年です。
 - 動産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年~15年です。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウエアについては、当会における利用可能期間(原則5年)に基づいて償却しています。

(追加情報)

平成22年5月に全国系統信用オンラインシステム (JASTEMシステム) にかかるシステム更改があり、これにともない除却する固定資産について償却期限を平成22年5月に短縮し償却期間の見直しを行いました。

この変更により.経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ48百万円減少しています。

- (5) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当期は税法基準を採用)を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定の規定に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結

果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 退職給付引当金

退職給付引当金については,職員の退職給付に備えるため,当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については,役員の退任給与の支給に備えるため,「役員退任慰労金規程」に基づき,当期末要支給見積額を計上しています。

④ 賞与引当金

賞与引当金については、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金については、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。

- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、 通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし,固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(8) 「農業協同組合法施行規則」(平成17年農林水産省令第27号) 別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」(農林水産省令第18号平成22年3月17日) により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産、無形固定資産とも内訳表示しています。

2.貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は738百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は280百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか,リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり,未経過リース料年度末残高相当額は,次のとおりです。

1年以内 1年超 合計 所有権移転外ファイナンス・リース 86百万円 13百万円 99百万円 オペレーティング・リース 0百万円 2百万円 3百万円

(4) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産 預け金 100 百万円

担保資産に対応する債務

上記のほか,為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として,預け金29,000百万円,有価証券1,400百万円,当座借越担保として,預け金100百万円を差し入れています。

なお,固定資産のうち保証金権利金は1百万円です。

- (5) 理事,経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は一百万円、延滞債権額は284百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また,延滞債権とは,未収利息不計上貸出金であって,破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を 猶予した貸出金以外の貸出金です。

(8) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権 に該当しないものです。

(9) 貸出金のうち,貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

(10) 破綻先債権額,延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は284百万円です。

なお,(7)から(10)に掲げた債権額は,貸倒引当金控除前の金額です。

- (III) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は8,386百万円です。なお、融資未実行残高のうち7,480百万円は当会の会員に対して定期貯金等を担保とした当座貯金に対する当座貸越契約です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。
- (は、) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,594百万円が含まれています。
- (14) 山梨県農業協同組合中央会が行う経営困難JA救済支援事業に対する負担額等

当該事業は,経営困難JAを隣接JA等への合併による救済支援を行うにあたり,合併時欠損金処理財源を補填する等の支援を行うもの



で、JAと連合会による賦課金方式により財源の負担要請がされています。

当該事業による支援総額は2,446百万円であり、このうち当会は1,796百万円を負担し、当期までに支出した1,485百万円を除く311百万円については平成24年度まで毎年一定額を支出する予定です。

3.損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は,個別貸倒引当金れい入額20百万円と相殺し残額がないため表示していません。
- (2) 債権売却損は、個別貸倒引当金れい入額1,107百万円と相殺し残額がないため表示していません。

4.金融商品に関する事項

(追加情報)

当年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また,残った資金は農林中金に預け入れるほか,国債や地方債等の債券,株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また,有価証券は,主に債券及び株式であり,満期保有目的,純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは,それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク,市場価格の変動リスクに晒されています。

長期借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。期限付・永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

- ② 市場リスクの管理
 - a 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

b 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

c 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前の審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などを

モニタリングしています。 これらの情報はリスク管理部を通じ,理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準じる価格を含む。)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

(5) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額,時価及びこれらの差額は,次のとおりです。

なお,時価の把握が困難なものについては,次表には含めず(7)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差額
預け金	242,480 百万円	242,227 百万円	△ 253 百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	70,122 百万円	75,391 百万円	5,269 百万円
その他有価証券	11,326 百万円	11,326 百万円	一百万円
貸出金	70,960 百万円	一百万円	一百万円
貸倒引当金	281 百万円	一百万円	一百万円
貸倒引当金控除後	70,678 百万円	71,918 百万円	1,240 百万円
資産計	394,758 百万円	400,863 百万円	6,256 百万円
貯金	386,926 百万円	386,518 百万円	△ 407 百万円
借用金	9,594 百万円	9,591 百万円	△ 2 百万円
負債計	396,520 百万円	396,110 百万円	△ 409 百万円

(注)1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.貸出金には、貸借対照表上その他の資産に計上している従業員貸付金114百万円を含んでいます。

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち,変動金利によるものは,短期間で市場金利を反映するため,貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り,時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方,固定金利によるものは,貸出金の種類,期間に基づく区分ごとに,元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き,貸倒引当金を控除して時価に変わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価格から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借用金

借用金はすべて変動金利によるもので,短期間で市場金利を反映し,また,当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから, 時価は帳簿価額と近似していると考えられるため,当該帳簿価額によっています。

(7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(5)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資22,560 百万円合計22,560 百万円

- (注)1.外部出資のうち,市場価格のある株式以外のものについては,時価を把握することが極めて困難と認められるため,開示の対象としていません。
- (8) 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	242,480 百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
有価証券						
満期保有目的 の債券	一百万円	1,000 百万円	一百万円	一百万円	一百万円	69,199 百万円
その他有価証券 のうち満期が あるもの	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	1,199 百万円	7,856 百万円
貸出金	15,117 百万円	5,961 百万円	9,370 百万円	5,828 百万円	5,419 百万円	29,099 百万円
合 計	257,598 百万円	6,961 百万円	9,370 百万円	5,828 百万円	6,618 百万円	106,154 百万円

(注)1.貸出金のうち、当座貸越4,265百万円については「1年以内」に含めています。

また,期限のない劣後付ローン10,178百万円については「5年超」に含めています。

2.貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等48百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(9) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1年超2年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	386,810 百万円	47 百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
借用金	- 百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	9,594 百万円
合 計	386,810 百万円	47 百万円	一百万円	一百万円	一百万円	9,594 百万円

(注)1.貯金のうち,要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。



- 2.貯金のうち,定期積金67百万円については含めていません。
- 3.借用金のうち、期限のない劣後特約付借入金3.500百万円については、「5年超」に含めています。

5.有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。
 - ① 売買目的の有価証券 該当はありません。
 - ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において,種類ごとの貸借対照表計上額,時価及びこれらの差額については,次のとおりです。

	種 类	領	貸借対照表計上額	時 価	差額
	国債		58,277百万円	64,432百万円	6,154百万円
	地方債		199百万円	207百万円	7百万円
	政府保証債		- 百万円	- 百万円	- 百万円
時価が貸借対照表	金融債		- 百万円	- 百万円	- 百万円
計上額を超えるもの	短期社債		一百万円	一百万円	一百万円
	社債		2,000百万円	2,092百万円	92百万円
	外国証券		1,500百万円	1,573百万円	73百万円
	小	H	61,977百万円	68,306百万円	6,328百万円
	国債		一百万円	一百万円	一百万円
	地方債		199百万円	198百万円	△ 1百万円
	政府保証債		一百万円	- 百万円	- 百万円
時価が貸借対照表	金融債		- 百万円	- 百万円	- 百万円
計上額を超えないもの	短期社債		- 百万円	- 百万円	- 百万円
	社債		3,944百万円	3,824百万円	△ 120百万円
	外国証券		4,000百万円	3,062百万円	△ 937百万円
	小	H	8,144百万円	7,085百万円	△ 1,058百万円
			70,122百万円	75,391百万円	5,269百万円

(注)1.有価証券のうち,満期保有目的として保有する変動利付国債は,市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが,「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて,昨今の市場環境を踏まえた検討の結果,当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については,経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。

この結果,市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が3,837百万円増加しています。なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は,国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを,同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており,国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

③ その他の有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
	株式	1,626百万円	1,736百万円	109百万円
	債券			
	国債	- 百万円	一百万円	一百万円
 貸借対照表計上額が	地方債	一百万円	一百万円	一百万円
取得原価又は	政府保証債	- 百万円	一百万円	一百万円
	金融債	400百万円	401百万円	1百万円
償却原価を超えるもの	短期社債	- 百万円	一百万円	一百万円
	社債	一百万円	一百万円	一百万円
	外国証券	959百万円	1,396百万円	437百万円
	小 計	2,986百万円	3,534百万円	548百万円
	株式	491百万円	457百万円	△ 33百万円
	債券			
	国債	- 百万円	一百万円	- 百万円
 貸借対照表計上額が	地方債	- 百万円	一百万円	- 百万円
取得原価又は	政府保証債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	金融債	800百万円	797百万円	△ 2百万円
償却原価を超えないもの	短期社債	- 百万円	一百万円	- 百万円
	社債	200百万円	196百万円	△ 3百万円
	外国証券	7,000百万円	6,339百万円	△ 660百万円
	小 計	8,491百万円	7,791百万円	△ 699百万円
		11,477百万円	11,326百万円	△ 151百万円

- (注) 1.上記評価差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	269,431百万円	676百万円	10百万円
株式	3,491百万円	139百万円	3百万円
合 計	272,922百万円	815百万円	14百万円

(4) 当年度中に、満期保有目的の債券357百万円の保有区分を、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号平成21年6月9日改正)の有価証券の保有目的区分の変更に基づき、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しています。この変更により、有価証券が322百万円増加しています。

6.退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため,退職給与規程に基づき,退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、 簡便法により行っています。

② 退職給付債務及びその内訳

 退職給付債務
 △ 957 百万円

 退職給付引当金
 △ 957 百万円

③ 退職給付費用の内訳

 勤務費用
 69 百万円

 退職給付費用
 69 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお,当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担の額は11百万円です。

また、存続組合より示され平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は193百万円です。

7.税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
繰越欠損金回収見込額	371百万円
その他有価証券評価差額金	332百万円
退職給付引当金超過額	281百万円
有価証券有税償却額	123百万円
相互援助積立金超過額	43百万円
減価償却超過額	40百万円
賞与引当金超過額	16百万円
貸倒引当金超過額	11百万円
役員退職給付引当金超過額	8百万円
繰延資産償却超過額	7百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	1,239百万円
評価性引当額	△ 950百万円
繰延税金資産合計(A)	288百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	一百万円
繰延税金資産の純額 (A) +(B)	288百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 31.00% (調整)
 交際費等永久に損金に算入されない項目 9.45% 事業利用分量配当金の損金に算入された項目 43.08% 住民税均等割 0.24% 評価性引当額 46.39% その他 0.08% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △17.70%

8.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

9.その他の事項

該当する事項なし

【平成22年度】(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は,百万円未満を切り捨てて表示し,金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。



また,取引はあるが年度末には残高がない勘定科目は「一」で表示しています。

- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的の有価証券・・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券

時価のあるもの ・・・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し,売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定)

なお,取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(3) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。 建物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法)を採用しています。なお、 主な耐用年数は15年~50年です。

建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は4年~15年です。

- (4) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウエアについては、当会における利用可能期間(原則5年)に基づいて償却しています。
- (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっています。なお、残存価額については、零としています。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

すべての債権は,資産の自己査定の規定に基づき,資産査定部署が資産査定を実施し,当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており,その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

賞与引当金については、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金については,職員の退職給付に備えるため,当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金については,役員の退任給与の支給に備えるため,「役員退任慰労金規程」に基づき,当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 賞与引当金

賞与引当金については、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。

⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金については、山梨県JAバンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。

- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は,税抜方式によっています。

ただし,固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

(9) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日) を適用しています。 この結果,損益に与える影響はありません。

2.貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は826百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は280百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか,リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり,未経過リース料年度末残高相当額は,次のとおりです。

1年以内 1年超 合 計 所有権移転外ファイナンス・リース 3百万円 9百万円 13百万円 オペレーティング・リース 26百万円 55百万円 81百万円

(4) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

預け金 100 百万円

担保資産に対応する債務

貯金 26 百万円

上記のほか,為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として,預け金29,000百万円,有価証券1,400百万円,当座借越担保として,預け金100百万円を差し入れています。

なお,固定資産のうち保証金権利金は1百万円です。

- (5) 理事,経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6) 理事.経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7) 貸出金のうち,破綻先債権はなく,延滞債権額は193百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また,延滞債権とは,未収利息不計上貸出金であって,破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を 猶予した貸出金以外の貸出金です。

(8) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権 に該当しないものです。

(9) 貸出金のうち,貸出条件緩和債権額はありません。

なお,貸出条件緩和債権とは,債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として,金利の減免,利息の支払い猶予,元本の返済猶予,債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権,延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (10) 破綻先債権額,延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は193百万円です。
- なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件につ
- (11) 当座賃越契約及び賃付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は9,544百万円です。なお、融資未実行残高のうち7,480百万円は当会の会員に対して定期貯金等を担保とした当座貯金に対する当座貸越契約です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金10,178百万円が含まれています。
- (13) 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,594百万円が含まれています。
- (14) 山梨県農業協同組合中央会が行う経営困難JA救済支援事業に対する負担額等

当該事業は、経営困難JAを隣接JA等への合併による救済支援を行うにあたり、合併時欠損金処理財源を補填する等の支援を行うもので、JAと連合会による賦課金方式により財源の負担要請がされています。

当該事業による支援総額は2,446百万円であり、このうち当会は1,796百万円を負担し、当期までに支出した1,623百万円を除く172 百万円については平成24年度まで毎年一定額を支出する予定です。

3.損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は2百万円です。
- (2) 債権売却はありません。
- (3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途種類減損損失福利厚生施設土地建物15百万円合計15百万円

該当の福利厚生施設(業務外資産)については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。 当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は鑑定評価額に基づき算定しています。

4.金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当会は,山梨県を事業区域として,地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり,地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また,残った資金は農林中金に預け入れるほか,国債や地方債等の債券,株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また,有価証券は、主に株式,債券,投資信託であり,満期保有目的,純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借用金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本 比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催



し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された ALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には企画管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は,為替の変動リスクに関して,個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前の審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ,理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において,主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの債券先物取引等です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が539百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準じる価格を含む。)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額,時価及びこれらの差額は,次のとおりです。なお,時価の把握が困難なものについては,次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差額
現金	627百万円	627百万円	一百万円
預け金	256,503百万円	256,196百万円	△ 307百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	68,790百万円	73,884百万円	5,093百万円
その他有価証券	10,578百万円	10,578百万円	一百万円
貸出金	70,901百万円	一百万円	一百万円
貸倒引当金	△ 374百万円	一百万円	一百万円
貸倒引当金控除後	70,526百万円	71,910百万円	1,383百万円
資産計	407,027百万円	413,197百万円	6,169百万円
貯金	396,291百万円	395,820百万円	△ 470百万円
借用金	9,594百万円	9,594百万円	一百万円
負債計	405,885百万円	405,414百万円	△ 470百万円

(注)1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には,貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金107百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。 満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格により,債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。 また.投資信託については,公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方,固定金利によるものは,貸出金の種類,期間に基づく区分ごとに,元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き,貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また,延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金はすべて変動金利によるもので,短期間で市場金利を反映し,また,当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから, 時価は帳簿価額と近似していると考えられるため,当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額外部出資22,565 百万円合計22,565 百万円

(注)1.外部出資のうち,市場価格のある株式以外のものについては,時価を把握することが極めて困難と認められるため,時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	256,503百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
有価証券						
満期保有目的の 債券	1,000百万円	一百万円	一百万円	一百万円	2,000百万円	70,100百万円
その他有価証券 のうち満期が あるもの	一百万円	一百万円	一百万円	98百万円	1,200百万円	7,000百万円
貸出金	10,535百万円	9,381百万円	8,438百万円	5,917百万円	6,114百万円	30,398百万円
合 計	268,039百万円	9,381百万円	8,438百万円	6,015百万円	9,314百万円	107,498百万円

(注)1.期限のない劣後特約付貸出金10,178百万円については「5年超」に含めています。

2.貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等8百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金		395,783百万円	487百万円	40百万円	一百万円	一百万円	一百万円
借用金		一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	9,594百万円
合	計	395,783百万円	487百万円	40百万円	一百万円	一百万円	9,594百万円

(注)1.貯金のうち,要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2.貯金のうち,貸借対照表上の定期積金51百万円については含めていません。

3.借用金のうち,期限のない劣後特約付借入金3,500百万円については、「5年超」に含めています。

5.有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。
 - ① 売買目的の有価証券

該当はありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において,種類ごとの貸借対照表計上額,時価及びこれらの差額については,次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差額
	国債	58,742百万円	64,721百万円	5,978百万円
	地方債	399百万円	413百万円	13百万円
	政府保証債	- 百万円	一百万円	一百万円
時価が貸借対照表	金融債	- 百万円	一百万円	- 百万円
計上額を超えるもの	短期社債	- 百万円	一百万円	一百万円
	社債	1,000百万円	1,013百万円	13百万円
	外国証券	1,500百万円	1,565百万円	65百万円
	小 計	61,642百万円	67,714百万円	6,072百万円
	国債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
	地方債	199百万円	193百万円	△ 6百万円
	政府保証債	一百万円	一百万円	一百万円
時価が貸借対照表	金融債	- 百万円	一百万円	一百万円
計上額を超えないもの	短期社債	- 百万円	一百万円	一百万円
	社債	4,948百万円	4,745百万円	△ 203百万円
	外国証券	2,000百万円	1,231百万円	△ 768百万円
	小 計	7,148百万円	6,170百万円	△ 978百万円
	-	68,790百万円	73,884百万円	5,093百万円



- (注)1.有価証券のうち,満期保有目的として保有する変動利付国債は,市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが,「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて,昨今の市場環境を踏まえた検討の結果,当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については,経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。
 - この結果.市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が3.275百万円増加しています。
 - なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。
- ③ その他の有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額				
	株式	632百万円	668百万円	35百万円				
	債券							
	国債	一百万円	一百万円	- 百万円				
 貸借対照表計上額が取得	地方債	- 百万円	一百万円	一百万円				
原価又は償却原価を超え	政府保証債	-百万円	一百万円	一百万円				
るもの るもの	金融債	400百万円	400百万円	0百万円				
350	短期社債	-百万円	一百万円	一百万円				
	社債	-百万円	一百万円	一百万円				
	外国証券	959百万円	1,517百万円	557百万円				
	小 計	1,992百万円	2,586百万円	593百万円				
	株式	2,797百万円	2,318百万円	△ 479百万円				
	債券							
	国債	- 百万円	一百万円	一百万円				
	地方債	一百万円	一百万円	一百万円				
貸借対照表計上額が取得	政府保証債	一百万円	一百万円	一百万円				
原価又は償却原価を超え	金融債	800百万円	794百万円	△ 5百万円				
ないもの	短期社債	一百万円	一百万円	一百万円				
	社債	一百万円	一百万円	一百万円				
	外国証券	5,000百万円	4,384百万円	△ 615百万円				
	受益証券	550百万円	494百万円	△ 55百万円				
	小 計	9,147百万円	7,992百万円	△ 1,155百万円				
		11,140百万円	10,578百万円	△ 561百万円				

- (注)1.上記評価差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	3,476百万円	198百万円	1百万円
債券	338,923百万円	1,004百万円	8百万円
受益証券	2,935百万円	43百万円	48百万円
合 計	345,336百万円	1,247百万円	57百万円

6.退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 - ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため,退職給与規程に基づき,退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、 簡便法により行っています。

② 退職給付債務及びその内訳

 退職給付債務
 △ 906 百万円

 退職給付引当金
 △ 906 百万円

③ 退職給付費用の内訳

 勤務費用
 70 百万円

 退職給付費用
 70 百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
 - なお,当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は11百万円です。
 - また,存続組合より示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は187百万円です。

7.税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	273百万円
その他有価証券評価差額金	173百万円
有価証券有税償却額	123百万円
相互援助積立金超過額	81百万円
貸倒引当金超過額	42百万円
減価償却超過額	20百万円
賞与引当金超過額	16百万円
事業税	7百万円
繰延資産償却超過額	6百万円
固定資産減損処理	4百万円
役員退職慰労引当金超過額	3百万円
その他	1百万円
繰延税金資産小計	756百万円
評価性引当額	△ 718百万円
繰延税金資産合計(A)	37百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	一百万円
繰延税金資産の純額 (A) +(B)	37百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△ 2.04%
住民税均等割	0.25%
評価性引当額の増減	△ 4.86%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.87%

8.キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

9.その他の事項

該当する事項なし

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は,平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち,財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており,重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については,理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成23年6月29日 山梨県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 手塚 進



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。



Ⅱ 損益の状況

DISCLOSURE 2011

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円)

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益		6,961	8,381	8,849	7,174	6,665
経常利益		294	859	△ 1,042	1,408	1,533
当期	剰余金	11	654	△ 1,308	1,895	1,141
出資	金	8,672	8,672	8,672	14,186	15,402
(出)	資口数)	(867,255 □)	(867,255 □)	(867,255 □)	(1,418,655 □)	(1,540,255 □)
純資	產額	14,132	15,021	12,883	21,174	22,901
総資産額		433,277	438,896	418,330	419,663	430,858
貯金等残高 預け金残高		410,476	415,176	394,761	386,926	396,291
		269,991	260,384	244,429	242,480	256,503
有佃	証券残高	90,219	104,073	79,562	81,448	79,369
貸出	1金残高	63,166	58,014	70,822	70,845	70,793
剰余	金配当金額	180	180	_	340	363
	普通出資配当額	125	125	_	125	125
	後配出資配当額	54	54	_	54	137
	事業分量配当額	_	_	_	160	100
職員数		103人	99 人	107人	107人	107人
単体	自己資本比率(新基準)	14.30%	18.90%	18.00%	27.53%	29.64%

⁽注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

●利益総括表

(単位:百万円,%)

区 分	平成21年度	平成22年度	増減
資金運用収支	2,229	2,155	△ 74
役務取引等収支	697	642	△ 55
その他事業収支	774	950	176
事業粗利益	3,701	3,747	46
(事業粗利益率)	(0.83)	(0.82)	(△ 0.01)

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益= 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支5. 事業粗利益率= 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

^{2.} 職員数には嘱託職員を含んでおります。

資金運用収支の内訳

(単位:百万円,%)

区分		平成 21 年度				
<u> Б</u> 77	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	444,311	5,127	1.15	455,281	4,354	0.95
うち預け金	280,869	2,354	0.83	295,269	1,956	0.66
うち有価証券	91,666	1,275	1.39	87,456	967	1.10
うち貸出金	71,658	1,495	2.08	72,447	1,430	1.97
資金調達勘定	450,258	2,897	0.64	455,924	2,199	0.48
うち貯金・定積	416,222	2,772	0.66	417,913	2,058	0.49
うち借用金	6,180	60	0.97	9,594	89	0.93
総資金利ざや	_		△ 0.01	_	-	△ 0.01

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り 資金調達原価率
 - 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借用金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 -

金銭の信託運用見合費用)/(貯金 + 譲渡性貯金+ 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借用金 + その他(貸付留保金,従業員預り金等) -

- 債券貸借取引受人担保金 + 借用金 + その他(貸付留保金,従業員預り金等) ー 金銭の信託運用見合額) × 100
- 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
- 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
- 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

区分	平成21年度増減額	平成22年度増減額
受取利息	△ 360	△ 772
うち貸出金	534	△ 65
うち預け金	△ 645	△ 398
うち有価証券	△ 248	△ 308
うちその他の受入利息	0	0
支払利息	△ 575	△ 697
うち貯金・定積	△ 629	△ 714
うち借用金	△ 9	29
うちその他の支払利息	63	△ 12
差し引き	215	△ 74

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 - 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 - 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 - 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。



Ⅲ 事業の概況

DISCLOSURE 2011 -

●貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円,%)

区分	平成2	1 年度	平成2	増減		
© 77	平均残高構成比	構成比	平均残高	構成比	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
流動性貯金	51,938	12.5	39,805	9.5	△ 12,133	
定期性貯金	359,955	86.5	377,415	90.3	17,460	
その他の貯金	4,328	1.0	691	0.2	△ 3,637	
合 計	416,222	100.0	417,913	100.0	1,691	

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 +普通貯金 +貯蓄貯金 +通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 +定期積金

定期貯金残高

(単位:百万円,%)

⊠		▽ △		平成2	1年度		平成2	2年度	增減 32,558 32,558	
	区分		残	高	構成比	残	高	構成比		
	定期則	· 宁金	34	5,002	100.0	37	7,560	100.0	32,558	
		うち固定金利定期	34	5,002	100.0	37	7,560	100.0	32,558	
		うち変動金利定期		_	_		_	_	_	

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金 2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

●貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	増減
手形貸付	599	391	△ 208
証書貸付	55,955	56,429	474
当座貸越	4,257	3,785	△ 472
金融機関貸付	10,846	11,841	995
割引手形	_	_	_
合 計	71,658	72,447	789

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円,%)

V Δ	平成2	1年度	平成22年度		増減	
区分	残 高	構成比	残 高	構成比	一	
固定金利貸出	38,390	54.2	36,181	51.1	△ 2,209	
変動金利貸出	32,455	45.8	34,612	48.9	2,157	
合 計	70,845	100.0	70,793	100.0	△ 52	

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	増減
貯金·定期積金等	710	2,599	1,889
有価証券	200	290	90
不動産	4,607	4,242	△ 365
その他担保物	85	30	△ 55
計	5,602	7,161	1,559
農業信用基金協会保証	984	813	△ 171
その他保証	1,903	1,550	△ 353
計	2,888	2,363	△ 525
信用	62,354	61,269	△ 1,085
合 計	70,845	70,793	△ 52

債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度	増減
貯金·定期積金等		15	15
有価証券	_	_	_
動産	_		_
不動産	219	182	△ 37
その他担保物	_	_	_
計	219	197	△ 22
信用	299	252	△ 47
合 計	518	450	△ 68

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円,%)

区分	平成2	1年度	平成22	増 減	
	残 高	構成比	残 高	構成比	· 一
設備資金	5,324	7.5	4,957	7.0	△ 367
運転資金	65,520	92.5	65,836	93.0	316
合 計	70,845	100.0	70,793	100.0	△ 52

貸出金の業種別残高

(単位:百万円,%)

区分	平成21年度		平成2	増減	
	残高	構成比	残 高	構成比	当
農業	_	_	_	_	_
林業	_	_	_	_	_
水産業	_	_	_	_	_
製造業	2,786	3.9	2,753	3.9	△ 33
鉱業	_	_	_	_	_
建設業	30	0.1	30	0.1	_
電気・ガス・熱供給・水道業	1,270	1.8	1,270	1.8	0
運輸·通信業	1,377	1.9	1,355	1.9	△ 22
卸売・小売・飲食業	555	0.8	569	0.8	14
金融・保険業	17,501	24.7	16,850	23.8	△ 651
不動産業	2,359	3.3	2,605	3.7	246
サービス業	11,670	16.5	11,198	15.8	△ 472
地方公共団体	30,746	43.4	31,941	45.1	1,195
その他	2,547	3.6	2,219	3.1	△ 328
合 計	70,845	100.0	70,793	100.0	△ 52



主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位:百万円)

	種類	平成21年度	平成22年度	増 減
農	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	316	252	△ 64
	榖作	-	_	_
	野菜・園芸	_	_	_
	果樹・樹園農業	_	_	_
	工芸作物	-	_	-
	養豚・肉牛・酪農	_	_	_
	養鶏·養卵	_	_	_
	養蚕	-	_	-
	その他農業	316	252	△ 64
農業		476	867	391
	合 計	793	1,120	327

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 - なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種類	平成21年度	平成22年度	増減
プロパー資金	17	10	△ 7
農業制度資金	776	1,110	334
農業近代化資金	470	863	393
その他制度資金	305	246	△ 59
合 計	793	1,120	327

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種類	平成21年度	平成22年度	増減
日本政策金融公庫資金	2,372	1,973	△ 399
その他	10,725	9,647	△ 1,078
合 計	13,098	11,620	△ 1,478

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

			<u>z</u>	成21年度				平成22年度			
区	分	期首	期中	期中派	或少額	期末	期首	期中	期中源	述少額	期 末残 高
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒	引当金	448	245		448	245	245	238		245	238
個別貸倒	引当金	1,165	36	1,128	36	36	36	135	2	34	135
合	計	1,613	281	1,128	485	281	281	374	2	279	374

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

区	分	平成21年度	平成22年度
貸出金償却額		_	0

●リスク管理債権

リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

債権区分	平成21年度	平成22年度	増 減
破綻先債権額	-	_	_
延滞債権額	284	193	△ 91
3ヵ月以上延滞債権額	_	_	_
貸出条件緩和債権額	_	_	_
合 計	284	193	△ 91

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3.3 ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で,破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。



●金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保 全 額				
慢惟 丛刀	関惟似	担保	保証	引当	合計	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	14	1	0	12	14	
危険債権	185	53	8	123	185	
要管理債権	_	_	_	_	_	
計	200	55	8	135	200	
正常債権	71,066					
合 計	71,266					

- (注)上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。
 - 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始, 更生手続開始, 再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに 準ずる債権をいいます。
 - 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

- 3 要管理債権
 - 3ヵ月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
- 4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種類類	平成21年度	平成22年度	増減
国債	67,830	64,592	△ 3,238
地方債	295	492	197
短期社債	731	_	△ 731
社債	8,473	6,503	△ 1,970
株式	876	2,763	1,887
外国証券	13,459	11,881	△ 1,578
その他の証券	_	1,223	1,223
合 計	91,666	87,456	△ 4,210

商品有価証券種類別平均残高

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	1年以下	1 年超 3 年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
平成22年度		3年以下	3年以下	7 平以下	10年以下		のないもの	
国債	_	_	2,000	_	56,742	_	_	58,742
地方債	_	_	_	99	499	_	_	599
短期社債	_	_	_	_	_	_	_	_
社債	1,000		1,195	2,000	1,000	1,948	_	7,144
株式							2,986	2,986
外国証券	_	_	_	_	1,500	7,901	_	9,401
その他の証券	_	_	98	_		_	396	494
平成21年度								
国債	_	_	_	2,000	13,113	43,164	_	58,277
地方債	_	_	_	_	399	_	_	399
短期社債	_	_	_	_	_	_	_	_
社債	_	1,000	1,199	196	3,000	1,944	_	7,340
株式							2,193	2,193
外国証券	_	_	_	_	1,500	11,736	_	13,236
その他の証券	_	_	_	_	-	_	_	

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一						(単位:百万円)	
保有区分	ম	元成21年度		平成22年度			
体行区力	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益	
売買目的	_	_	_	_	_	_	
満期保有目的	70,122	75,391	5,269	68,790	73,884	5,093	
その他	11,477	11,326	△ 151	11,140	10,578	△ 561	
合 計	81,599	86,718	5,118	79,931	84,463	4,532	

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 - 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
 - 3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 - 4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等 デリバティブ取引, 金融等デリバティブ取引, 有価証券関連店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当する取引はありません。

2. 通貨関連取引



3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

●受託業務・為替業務等に関する指標

受託貸付金 (単位:百万円)

受 託 先	平成21年度	平成22年度	増減
株式会社日本政策金融公庫	2,372	1,973	△ 399
独立行政法人住宅金融支援機構	10,539	9,481	△ 1,058
独立行政法人福祉医療機構	186	166	△ 20
合 計	13,098	11,620	△ 1,478

内国為替 (単位:百万円)

種類			平成2	1年度	平成2	2年度
性 块 -			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金·振込為替	件	数	28,669件	45,255件	27,853 件	44,351 件
达亚· 旅込荷省	金	額	235,373	251,476	238,452	246,764
代金取立為替	件	数	1,453件	115件	1,290件	83 件
11、並取立為質	金	額	1,044	24	24 905	
雑為替	件	数	1,879件	8,428件	1,793件	7,239 件
· 推动省	金	額	1,589	9,867	5,542	9,960
合 計	件	数	32,001 件	53,798 件	30,936件	51,673件
in al	金	額	238,007	261,368	244,899	256,744

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

IV 経営諸指標

●利益率

(単位:%)

区 分	平成21年度	平成22年度	増 減
総資産経常利益率	0.29	0.31	0.02
純資産経常利益率	9.89	7.13	△ 2.76
総資産当期純利益率	0.40	0.23	△ 0.17
純資産当期純利益率	13.31	5.31	△ 8.00

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位:%)

区	分	平成21年度	平成22年度	増減
貯貸率	期末	18.30	17.86	△ 0.44
灯貝学	期中平均	17.21	17.33	0.12
Bウ ≘正 347	期末	21.05	20.02	△ 1.03
貯証率	期中平均	22.02	20.92	△ 1.10

(注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100



V 自己資本の充実の状況

DISCLOSURE 2011 -

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、内部留保の拡充を基本としつつ、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成23年3月末における自己資本比率は、自己資本造成計画(21年度~23年度)の着実な実践により、最終的には29.64%と前年比2.11ポイントの上昇となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか,回転出資,後配出資により調達しています。

普通出資による資本調達額 50 億円 (前年度 50 億円)

回転出資による資本調達額 2億円 (前年度 2億円)

後配出資による資本調達額 103億円 (前年度91億円)

当会では,将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え,安定的な自己資本比率の維持に努めるため,自己資本造成計画を策定し,21年度から23年度の3年間で自助努力による内部留保の積上げ(26億円),会員 JAからの後配出資の受入れ(70億円)及び劣後特約付借入金による調達(35億円)を計画しており,今年度は内部留保の積上げ(12億円),後配出資の受入(12億円)を行いました。また,自己資本比率の算出にあたっては,「自己資本比率算出基準」及び「自己資本比率算出要領」を制定し,適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また,これに基づき,当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

(単位:百万円,%)

	項目	平成 21 年度	平成 22 年度	項目	平成 21 年度	平成 22 年度
出資	金	14,186	15,402	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	_	_
	うち後配出資金	9,150	10,366	 負債性資本調達手段及び		
回転	出資金	200	260	これに準ずるもの		
再評	価積立金	_	_	期限付劣後債務及びこれ	_	_
資本	·準備金 	_	_	に準ずるもの		
利益	準備金	3,593	3,822	非同時決済取引に係る控除額 ・及び信用リスク削減手法とし		
任意	積立金	2,795	3,324	及び信用リスク削減子法とし て用いる保証又はクレジット・ デリバティブの免責額に係る	_	_
	特例特別積立金	450	450	アグバアイブの光真観に示る 控除額		
	特別積立金	2,345	2,874	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エク		
次期	操越剰余金	330	350	- 日こ気が注跡とされる証券にエク スポージャー(ファンドのうち裏 - 付資産を把握できない資産を含		_
処分	·未済持分	Δ -	Δ -	│ む。)及び信用補完機能を持つ [_	
その	他有価証券の評価差損	Δ -	Δ -	/ Oストリップス (告示第 223 条を準用する場合を含む。)		
営業	権相当額	Δ -	Δ -	控除項目不算入額	Δ -	Δ -
		Δ -	Δ -	控除項目 計(D)	_	_
	化取引により増加した自 本に相当する額	Δ -	Δ -	自己資本額(C — D)(E)	31,084	33,253
基本	:的項目 計(A)	21,105	23,159	資産(オン・バランス)項目	106,776	106,254
+#	の再評価額と再評価の直			オフ・バランス取引等項目	439	471
前の相当)帳簿価額の差額の45%	_	_	オペレーショナル・リスク相 当額を 8% で除して得た額	5,667	5,444
一般		245	238			
相互	援助積立金	140	262			
負債	性資本調達手段等	9,594	9,594	リスク・アセット等計(F)	112,883	112,170
	負債性資本調達手段	3,500	3,500			
	期限付劣後債務	6,094	6,094			
補完	的項目不算入額	_	_	Tier 1 比率(A/F)	18.69%	20.64%
補完	的項目 計(B)	9,979	10,094	1101 120+ (A/17)	10.0070	20.0470
自己	设本総額(A+B)(C)	31,084	33,253	自己資本比率(E/F)	27.53%	29.64%

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、 当会は国内基準を採用しています。
 - 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近 3 年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
 - 3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成 20 年金融庁・農水省告示第 22 号。 以下「特例告示」という。)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「一」(ハイフン)で記載しています。



自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	区 分		平成21年度			平成22年度		
	信用リスク・アセット (標準的手法)	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	我が国の中央政府及び中 央銀行向け	58,355	_	_	58,767	_	_	
	我が国の地方公共団体向け	31,148	_	_	32,544	=	_	
	地方公共団体金融機関向け	_	_	_	_	_	_	
	我が国の政府関係機関向け	1	0	0	1	0	0	
	地方三公社向け	678	135	5	513	102	4	
	金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	266,024	61,277	2,451	279,263	63,546	2,541	
	法人等向け	29,506	17,405	696	25,391	13,982	559	
	中小企業等向け及び個人向け	101	75	3	79	59	2	
	抵当権付住宅ローン	989	340	13	869	298	11	
	不動産取得等事業向け	837	837	33	772	772	30	
	三月以上延滞等	200	154	6	200	36	1	
	信用保証協会等による保証付	987	98	3	815	63	2	
	出資等	24,644	24,644	985	25,912	25,912	1,036	
	複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち, 個々 の資産の把握が困難な資産	_	_	_	_	_	_	
	証券化	_	_	_	_	_	_	
	上記以外	6,439	2,245	89	6,156	1,950	78	
I	クスポージャー別計	419,916	107,215	4,288	431,289	106,726	4,269	
	ペレーショナル・リスクに	オペレーショラ 当額を8%で隙	ナル・リスク相 よして得た額	所要自己 資本額	オペレーショフ 当額を 8%で	トル・リスク相 除して得た額	所要自己 資本額	
	対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	6	3	b=a × 4%	6	3	b=a × 4%	
		5,6	667	226	5,4	.44	217	
	~~~~~~~	リスクアセット	等(分母)計	所要自己資 本額	リスクアセット等(分母)計		所要自己資 本額	
	所要自己資本額	á	3	b=a × 4%	á	3	b=a × 4%	
		112	,883	4,515	112	,170	4,486	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
  - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 3. 「三月以上延滞等」とは,元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー等及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」,「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
  - 5. 「上記以外」には,現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・ 国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
  - 6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり, 当会では基礎的手法を採用しています。 < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

(粗利益(正の値の場合に限る)× 15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## ●信用リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

○ 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング(無担保与信限度額)管理、大口与信管理を定めております。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

○ 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の評価及び償却・引当の計上基準」に基づき計上しています。この基準では資産の評価方法を定めるとともに、資産の自己査定により回収の危険性又は価値の毀損の度合に応じて分類した資産に対し、適正な償却・引当を行うために基本事項を定め、関係法令等と併せて運用することで資産の健全性を確保するとともに、諸引当金の適正な計上を図ることを目的としています。

具体的には、正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

## ◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。 また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	_

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。



# 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	区分	信用リス					平成22年度				
	区分	41-88-H					信用リス				
		クに関する るポー スシャー 残高	うち 貸出金 等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上   延滞エク   スポー   ジャー	クに関す る ポー ス ポー 残高	うち 貸出金 等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上   延滞エク   スポー   ジャー
国内	3	407,030	71,505	66,132	_	200	422,413	71,575	66,534	_	200
国外	+	12,886	-	12,886	_	_	8,875	-	8,875		_
地域別	残高計	419,916	71,505	79,018	_	200	431,289	71,575	75,410	_	200
	農業	25	25	_	_	1	21	21	_	_	_
	林業	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	-	-	_	_	_	_	_	_	=	_
	製造業	4,441	2,788	_	_	_	4,950	2,755	_	_	-
法	鉱業	-	_	-	_	_	-	-	_	_	_
	建設·不動産業	2,389	2,389	_	_	_	2,776	2,635	_	_	114
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,280	1,271	1,009	_	_	2,280	1,271	1,009	_	_
	運輸·通信業	2,280	2,182	_	_	_	2,578	2,374	_	_	-
人	金融·保険業	274,232	17,568	14,120	_	_	283,691	17,101	10,093	_	_
	卸売・小売・飲 食・サービス業	14,129	11,483	2,645	_	24	13,264	10,812	2,452	_	_
	日本国政府· 地方公共団体	89,967	30,746	58,758	_	_	91,802	31,941	59,370	-	_
	上記以外	2,493	9	2,484	_	_	2,492	8	2,484	_	_
個人		3,040	3,040	-	_	174	2,654	2,654	_	_	85
その	)他	24,635	_	_	_	_	24,774	_	_	_	_
業種別	残高計	419,916	71,505	79,018	_	200	431,289	71,575	75,410	-	200
1 年	以下	255,039	12,366	-	_		264,271	6,693	1,001	_	
1 年	超3年以下	11,002	10,001	1,001	_		13,177	13,177	_	_	
3年	超5年以下	8,236	7,036	1,200	_		12,803	9,606	3,196	_	
5年	超7年以下	14,362	12,165	2,197			14,550	12,442	2,107		
7年	超 10 年以下	32,762	14,691	18,071	_		75,079	15,276	59,803	-	
10:	年超	71,378	14,830	56,548	-		23,408	14,106	9,301	_	
期限	の定めのないもの	27,134	414	-	-		27,997	271	-	-	
残存期	間別残高計	419,916	71,505	79,018	-		431,289	71,575	75,410	-	

- (注) 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
  - 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
  - 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
  - 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
  - 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

# 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

# 1. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区分		<u> </u>	F成21年原	复		平成22年度				
	期首 残高	期中	期中源	域少額	期末残高	期首残	期中	期中源	載少額	期末 残高
	残高増	増加額	目的 使用	その他	残高	高	増加額	目的 使用	その他	残高
一般貸倒引当金	448	245		448	245	245	238		245	238
個別貸倒引当金	1,165	36	1,128	36	36	36	135	2	34	135

# 2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		平成21年度								平成2	2年度			
	<u> </u>		個別貸倒引当金				個別貸倒引当金							
	区	分	期首 残高	期中	期中源	<b>域少額</b>	期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中	期中源	載少額	期末	貸出金 償却
			残高	増加額	目的 使用	その他	残高		残高	増加額	目的 使用	その他	期末 残高	
		農業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		林業	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
		水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		製造業	_	_		_	_	_	_		_	_		_
	法	鉱業	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_
	,_,	建設·不動 産業	734	_	732	2	_	_	_	102	_	_	102	_
	人	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		運輸·通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		金融·保険 業	_	_	_	_		_	_		_	_	_	_
		卸売・小売・飲 食・サービス業	375	_	375	0	_	_	_	_	_	_	_	_
		上記以外	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
	個人	(	54	36	20	34	36		36	33	2	34	33	0
業	種別	āt	1,165	36	1,128	36	36	_	36	135	2	34	135	0

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。



# 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

区	分	平成21年度			平成22年度			
<u> </u>	))	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
	0%	_	93,001	93,001	_	96,900	96,900	
	10%	_	997	997	_	647	647	
信用川	20%	5,537	258,661	264,198	3,942	269,846	273,789	
信用リスク削減効果勘案後残高	35%	_	970	970	_	851	851	
減効	50%	13,481	83	13,564	14,624	190	14,814	
勘案	75%	_	100	100	_	79	79	
後 残 高	100%	500	46,551	47,051	500	43,705	44,206	
	150%	_	31	31	_	0	0	
	その他	_	_	_	_	_	_	
自己	2資本控除	_	_	_	_	_	_	
合	計	19,519	400,397	419,916	19,067	412,221	431,289	

⁽注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

^{2.}自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

# ●信用リスク削減手法に関する事項

#### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。
- 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のため に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引 について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A 一又は A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

		平成21年度		平成22年度		
区 分	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	350	_	_	_	_	_
法人等向け	216	566	_	232	480	_
中小企業等向け及び個人向け	_	_	_	_	_	_
抵当権付住宅ローン	_	8	_	_	7	_
不動産取得等事業向け	_	_	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	_	_	_	_	_
証券化	_	_	_	_	_	_
上記以外	_	_	_	_	_	_
合 計	566	574	_	232	488	_

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
  - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー等及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
  - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
  - 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と 信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合に プロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。



# ●派生商品取引のリスクに関する事項

#### ◇派生商品取引の相手取引のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク(オフ・バランスを含む)管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリング的取引運用基準」、「オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

## 派生商品取引の内訳

区 分	平成21年度	平成22年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

## 平成 21 年度

該当する取引はありません。

# 平成 22 年度

該当する取引はありません。

## 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

# 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

# ●証券化エクスポージャーに関する事項

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、手続等の概要は以下のとおりです。

証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、 余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っております。

#### ◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

#### ◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

#### ◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

#### 適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

#### 当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### 当会が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

#### ●オペレーショナル・リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスクを抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

#### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、 国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。



# ●出資等エクスポージャーに関する事項

#### ◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○ その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

○ 外部出資勘定の株式又は出資

当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金及び株式を計上しております。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

## 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

_		平成2	1年度	平成2	2年度
区	分	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場		2,193	2,193	2,986	2,986
非上場		22,560	22,560	22,565	22,565
合計		24,753	24,753	25,551	25,551

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成21年度		平成22年度			
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
139	3	_	198	1	_	

# 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

平成2	1 年度	平成22年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
109	33	35	479	

# 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

# ●金利リスクに関する事項

#### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配意した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定(企画)、取引の執行及びモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はリスク管理委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクマネジメントにかかる運営状況(市場概況、リスク管理委員会の主要決定事項、市場ポートフォリオの概況、当面の市場運用の考え方等)について、四半期ごとに理事会に報告する体制をとっています。

#### ◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、99パーセンタイル値による金利リスク量(保有期間240営業日、観測期間5年)の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象はすべての金融資産・負債としています。

コア貯金 (明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間滞留する貯金) については、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、 $0\sim5$ 年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク=運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量(▲)

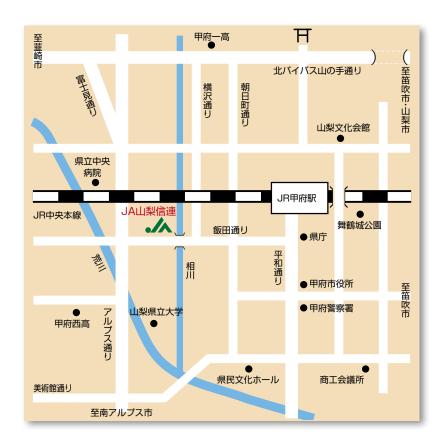
算出した金利リスク量は毎月ALM委員会及び理事会に報告しています。 また、これらの情報を踏まえ毎月運用方針を決定しています。

## 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位:百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
内部管理上使用した金利ショック に対する損益・経済価値の増減額	△ 2,885	△ 2,506





# 山梨県信用農業協同組合連合会

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号

☎ 055-223-3514





山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20 TEL 055-223-3514

http://www.jabank-yamanashi.or.jp/

JAバンク山梨

http://www.jabank-yamanashi.net/









